忠岡駅前活性化及び空き店舗の利活用に関する連携協定書

忠岡町（以下「甲」という。）と南海商事株式会社（以下「乙」という。）は、忠岡駅前の活性化及び乙が管理する空き店舗の有効活用を推進することにより、地域経済の発展、新たな賑わいの創出、及び持続可能なまちづくりに貢献するため、双方の有する資源及びノウハウを最大限に活用し、相互に協力連携を図るべく、次のとおり協定（以下「本協定」）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲と乙が密接な連携協力関係を築き、双方の強みを活かすことにより、忠岡駅前の活性化、新たな地域価値の創造、並びに地域経済の活性化及び持続可能なまちづくりに寄与することを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携及び協力を行う。

１．忠岡駅前の活性化及び魅力向上に関する事項

　忠岡駅前エリアの賑わい創出、回遊性向上、地域経済の活性化、及び安全・安心なまちづくりに資するあらゆる施策について、連携して企画、検討、及び実施をする。

２．空き店舗の利活用促進に関する事項

　乙が管理する空き店舗情報の共有、活用支援、及び新たな利活用モデルの検討を通じて、その有効活用を促進する。

３．その他、本協定の目的に資する事項

　上記各号に掲げるもののほか、甲乙双方で必要と認める事項

（協議）

第３条　本協定に定める連携事項を実施するにあたり、具体的な事業内容、役割分担、費用負担等については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（情報共有及び秘密保持）

第４条　甲及び乙は、本協定に基づく連携事項の推進に必要な情報を積極的に共有するものとする。

２　甲及び乙は、本協定の履行を通じて知り得た相手方及び第三者の秘密情報について、協定期間中及び協定終了後も、正当な理由なく他に開示又は漏洩してはならない。

（有効期間）

第５条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による改廃の申し出がない限り、1 年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第６条　本協定の内容を変更する必要が生じた場合は、甲乙協議の上、書面により変更を行うものとする。

２　本協定は、甲乙いずれかから相手方に対し、1 ヶ月前までに書面による予告を行うことにより、解除することができる。

（疑義の解決）

第７条　本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その１通を保 有するものとする。

令和８年 10 月 26 日

甲　大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目 34 番１号
忠岡町
忠岡町長　是枝　綾子

乙　大阪市中央区難波五丁目１番 60 号
南海商事株式会社
取締役社長　真貝　征志郎